

国海查第 452 号の一部改正について

令和 2 年 2 月
海事局検査測度課

1. 背景

液状化物質をばら積み運送する際には、荷送人は特殊貨物船舶運送規則（以下、「特貨則」という。）第 16 条の 3 の規定に従って水分管理手順書を作成し、地方運輸局長の承認を受ける必要がある。当該承認に係る手続きについて、平成 22 年 12 月 1 日付け国海查第 452 号通達（特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等について）（以下「本件通達」という。）に規定されているが、本件通達に一部不適切な記載事項があることから、その是正を図るべく、以下の改正を行う。

2. 概要

① 水分管理手順書の更新手続き

特貨則において、水分管理手順書承認書の有効期間は 5 年と定められているものの、満了時における更新について規定されていない。それにもかかわらず、本件通達には更新手続きが規定されており、特貨則と矛盾しているため、当該手続きに関する規定を削除する。

② 水分値の管理者に対する教育・訓練又は研修について

IMO のガイドラインにおいて、水分値の管理者及び関係者に対する教育・訓練又は研修について水分管理手順書に記載することが求められており、また、船舶検査心得においてその教育・訓練又は研修の記録及びプログラムの詳細並びに定期的な教育・訓練又は研修の年間計画表を提出することが求められているものの、本件通達にはそのような規定がないため、教育・訓練又は研修に係る提出資料に関する規定を追加する。

以上